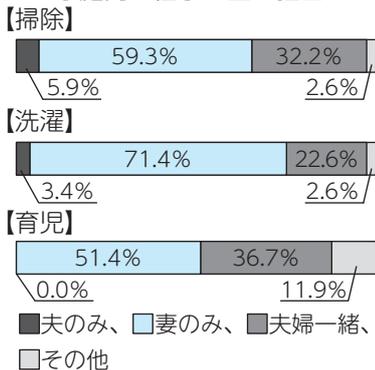


10月の無料相談

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:00		法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)
司法書士相談	14日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制
行政書士相談	15日(木)	13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)の作成などに関する事(行政書士) ※予約制
総合労働相談	9日(金)	13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)
土地家屋調査士相談	7日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関する事(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)
行政相談	10月はお休み		広報広聴課 (☎内線2376)	国や県・市など、行政全般に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課 (☎内線2376)	市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)
税務相談	一時中止		税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関する事(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども相談課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:30~16:30	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:00	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関する事(早期療育相談員)
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)
交通事故相談	月、水~金曜日 (第3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関する事(県委嘱相談員、弁護士)
人権相談	月~金曜日	8:30~17:15	水戸地方法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
精神保健相談	6日(火)	14:30~16:30	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関する事(精神科医師) ※予約制、1日2件まで。日時が変更になる場合があります。
	16日(金)	14:00~16:00		
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
		10日(土)		
	一般相談	9日(金)、23日(金)		

家庭内の仕事の主な担当



令和元年度「土浦市男女共同参画に関するアンケート」では、「家庭内の家事・育児の主な担当」という割合が最も高い結果となりました。家庭における夫婦の役割分担に関する考え方については、「夫婦がともに職業を持ち、家事・育児は平等に分担することがよい」と感じている人が最も多く、約6割を占めていました。

◆より良いワーク・ライフ・バランスのために

女性の就業率が上昇している中、それぞれが置かれた状況に応じて、多様な働き方や暮らし方が選択できる社会となつてきています。「仕事」と「仕事以外の生活」のどちらも充実させ、満足できる生活を送ることができるよう、職場や家庭の現状を見つめ直し、みんなで考えていきましょう。

◆ワーク・ライフ・バランスとは
「仕事」と家庭・地域活動・趣味などの「仕事以外の生活」とのバランスを取り、その両方を充実させることです。仕事と生活をどのようなバランスにするかは、その人の働き方や暮らし方によって異なり、子育て期や中高年期など人生の段階によっても変わってきます。

ワーク・ライフ・バランスを考える

進めよう！ 男女共同参画
男女共同参画室(☎827・1107)